

平成 27 年 6 月議会

第 5 委員会 報告事項

専決処分報告

- | | | |
|----------|-------------------------------------|-----|
| ○ 報告第24号 | 除草作業中の事故による損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第25号 | 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分
について | 4 頁 |
| ○ 報告第27号 | 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分
について | 9 頁 |

平成 27 年 6 月 26 日

道路下水道局

報告第24号

除草作業中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、除草作業中の事故による損害賠償の額を決定することについて、平成27年6月5日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	58,698円

2 事件の概要

平成27年4月27日午前9時10分頃、西区役所地域整備部土木第1課所属の職員が、市内西区大字金武2134番地付近の県道において除草作業を行っていた際、草刈機の刃により跳ね飛ばした石が、当該県道を走行中の相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車に当たり、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

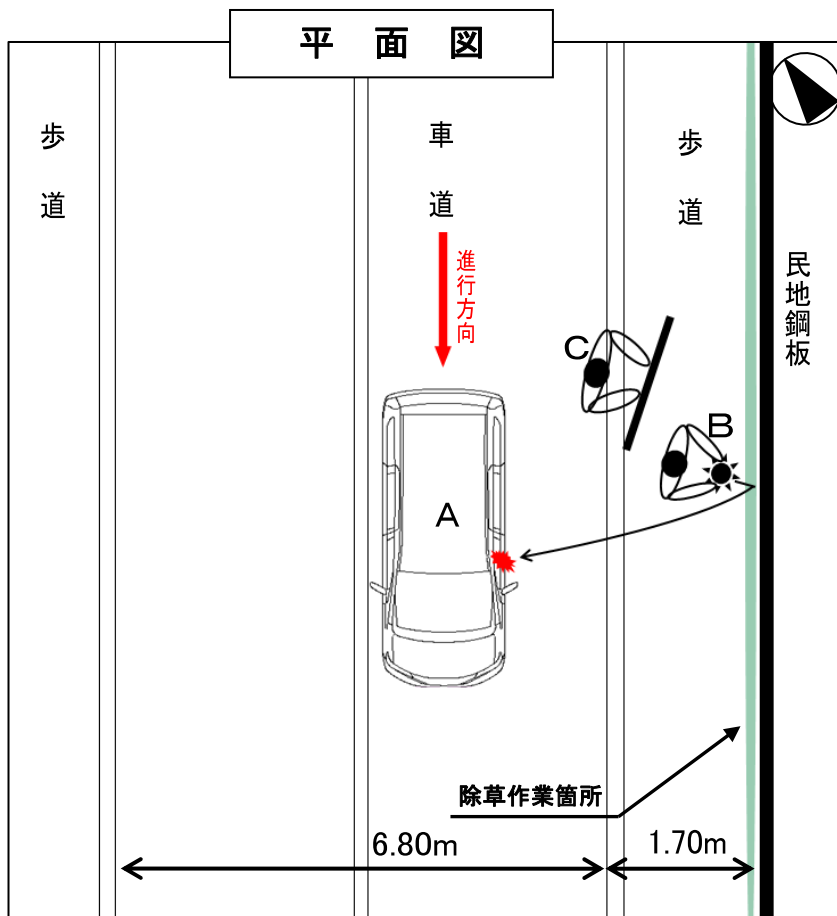
平成27年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

位置図



平面図



凡例

- A : 被害車両
- B : 作業員 (除草作業)
- C : 作業員 (飛散防止)

人的損害	0円
物的損害	58,698円
損害額計	58,698円
市の過失割合	10割
損害賠償額	58,698円

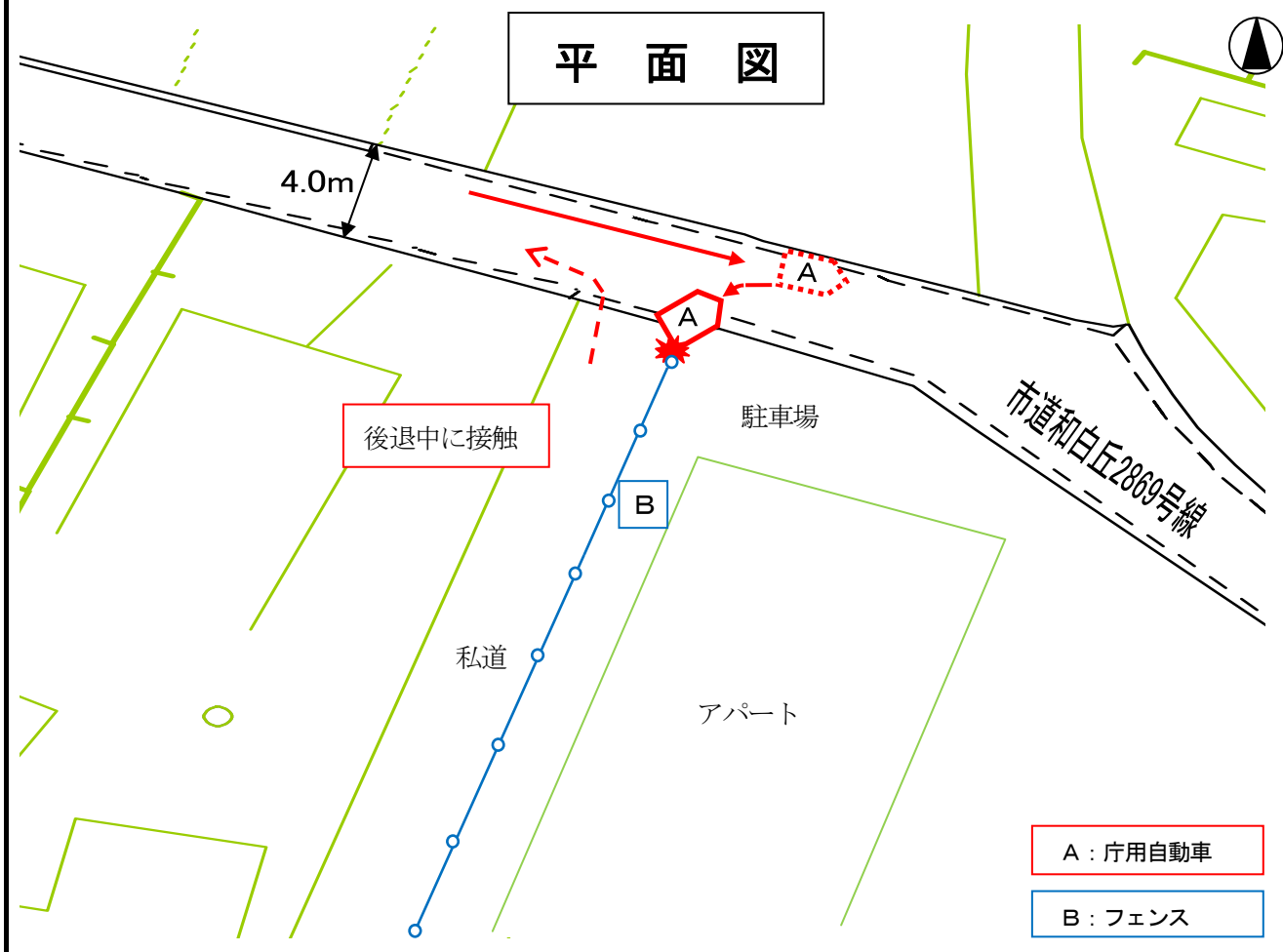
現場状況（事故発生場所）



破 損 状 況



事故現場見取図



相手方フェンス



全景写真



庁用自動車

全景写真



破損状況



報告第27号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、平成27年6月5日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	9,801円

2 事件の概要

平成27年3月31日午後2時10分頃、西区役所地域整備部土木第1課所属の職員が、業務を終え同課所管の軽自動車を運転して帰庁する途中、市内西区内浜二丁目3番23号付近の交差点を直進しようとした際、左方から当該交差点を直進してきた相手方〇〇〇〇氏所有の自転車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年6月22日

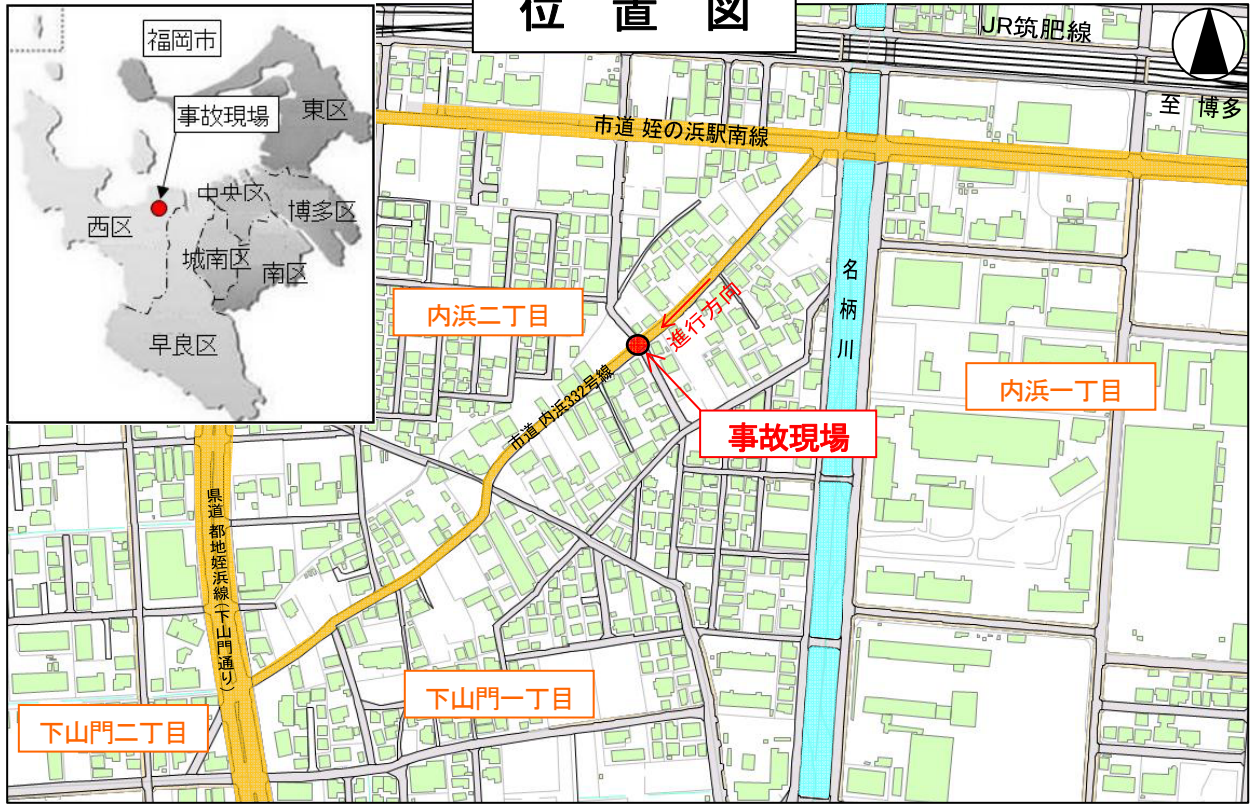
福岡市長 高 島 宗 一 郎

事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 27 年 3 月 31 日（火曜日） 午後 2 時 10 分頃 天候：曇			
事故発生場所	福岡市西区内浜二丁目 3 番 23 号地先			
相手方	住 所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報 と認められるおそれのある情報については、 掲載していません。		
	氏 名			
事故の概要	平成 27 年 3 月 31 日午後 2 時 10 分頃、西区役所地域整備部土木第 1 課所属の職員が、業務を終え同課所管の軽自動車を運転して帰庁する途中、市内西区内浜二丁目 3 番 23 号付近の交差点を直進しようとした際、左方から当該交差点を直進してきた相手方〇〇〇〇氏所有の自転車と接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	前輪カバー及びハンドルの破損	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	フロントボンネットの破損 (補修費用の発生なし)	
過失割合	相手方	4 割	本市	6 割
損害賠償額	9, 8 0 1 円			

事故現場見取図

位置図



平面図



相手方自転車



①破損部全景写真



②破損状況

庁用自動車



③全景写真



④破損状況